

イラン立憲革命と地域社會

——ギーラーン州アンジョマンを中心に——

黒田卓

はじめに

一 新聞發行に關する基礎的データ

1 州アンジョマン發行紙

2 州アンジョマン發行紙以外の新聞

二 州アンジョマンの討議と活動

1 州アンジョマンの討議内容

2 州アンジョマンの活動と問題點

三 州アンジョマンの實像と他集團との關係

1 州アンジョマンの法制的位置と實相

2 州アンジョマンと他集團との關係

結びにかえて

はじめに

アンジョマンとはパフラヴィー語（中期ペルシア語）の *hanjuman* に由來する言葉で、本來的には「集會・結社・團體」などを意味した。しかしこの語が「政治的結社」の意味合いで頻用されるようになるのは、イラン近代政治史上の一大畫

期を成す立憲革命期（一九〇五～一九一二年）においてである。

一九世紀末には世俗的科目を教授する新式學校の建設、公共圖書館や印刷所の設立などの文化的啓蒙事業を主眼とするアンジョマンが政府高官、大商人などを含む知識人によって創られていたが、立憲革命前夜になると、いくつかのアンジョマンは、西歐起源の政治思想や概念をイスラームの文脈で咀嚼、傳播させながら、カージャー朝專制體制を批判し、ある種の代議制を組み込んだ政體の樹立を求める政治運動の組織的母體へと轉身していった。このような祕密政治結社としてのアンジョマンの共同行動の前に、憲法の制定と國民議會の開設が承認された第一次立憲制期（一九〇六年八月～一九〇八年六月）には、アンジョマンは公然化し、職業・出身地・街区・宗教などの多様な紐帶に沿って夥しい規模で結成されるようになった。首都テヘランのみでその數一二〇とも二〇〇ともいう⁽¹⁾。

國民議會にとってこのようなアンジョマンの急増は兩刃の劍ともいえた。なぜなら、それらは議會が國王とその政府に對抗してゆく上での民衆的支柱である一方、立憲派内に錯雜な利害の對立を持ち込み、政治の不安定と秩序の紊亂を惹き起こす原因でもあったからである。それゆえに、國民議會は一九〇七年五月公布の州アンジョマン法（qānūn-e anjoman-haye eyālāt o velāyat）および同年一〇月制定の憲法補則において、アンジョマンを「公的」なものと「非公的」なものに二分別し、前者に地方行政の一端を擔う役割を付與した。つまり、「公的」なアンジョマンを專制體制の地方での象徴的存在たる知事權力に拮抗する勢力として育成すると同時に、アンジョマンの無法狀態に一定の秩序と整理を加えることを目論んだのである。

アンジョマンの沿革に關して以上のごとく素描できるとはいえ、それでは實際に公的な州アンジョマンにおいてどのような討議がなされ、活動が行なわれたのか、また地域住民がそれをどのように眺めていたのか、といった事柄については現在まで充分に解明されてきたとはいえない状況である。⁽²⁾ かかる研究状況を些かなりとも打開する試みとして、筆者はかつてカスピ海南西岸に位置するギーラーン州を事例に、州アンジョマンの結成過程や人的構成に言及したことがあるが、⁽³⁾

その際州アンジヨマン自體が発行した新聞などの一次史料を遺憾ながら活用できなかった。そこで本稿ではギーラーン州で刊行された數種の新聞を主な素材にして、州アンジヨマンの討議や活動、地域住民の州アンジヨマンへの認識や批判の在り方などの検討を通して、同アンジヨマンの實態への接近を試みるとともに、立憲制施行が地域社會にもっていた意味をも考えてみることにしたい。⁽⁴⁾

一 新聞發行に關する基礎的データ

1 州アンジヨマン發行紙

州アンジヨマンが刊行した二種の新聞——“*Anjoman-e Mellî-ye Velâyatî-ye Gilan*” (以下“*Anjoman-e Mellî*”と略記)紙と“*Gilan*”紙——にまつわる基本的なデータを紹介する前に、まずは立憲革命期におけるギーラーン州での新聞發行状況を概観しておく。

立憲制の導入に伴い言論・出版の自由がまがりなりにも保證されたため各種新聞が騎虎の勢いで發行されたことはすでによく知られた現象であるが、ギーラーン州もこの例外ではなく、首都テヘランの一四八紙、タブリーズの五一紙に次いで州都ラシュトで二七紙、それ以外の都市で三紙の總計三〇紙もの新聞が相次いで創刊された。⁽⁵⁾ これらを創刊年次別で見ると、ヒジュラ暦一三二五年(西曆一九〇七年二月一四日)九紙、一三二六年(一九〇八年二月四日)三紙、一三二七年(一九〇九年一月三日)二紙、一三二八年(一九一〇年一月三日)六紙、一三二九年(一九一一年二月二日)八紙、年次不明二紙であり、一三二六・二七兩年が相對的に不振なのは立憲制が一時的に機能停止させられた「小專制」期の政治状況によるものである。このうち本稿が主題とする州アンジヨマンが存続した期間(一九〇七年八月—一九〇八年六月)に創刊された新聞一二種に限ってさらに検討してみよう。發行地別に分類すれば、ラシュトが九紙、アンザリーが一紙、ラーヒー

ジャーナが二紙であり、次に影響力を測る一つのバロメーターとして発行回数に着目して分類を試みると、一回～四回(五紙)、五回～一〇回(二紙)、一〇回以上(三紙)、不明(二紙)で、二〇號以上発行されたものとなると“*Kheyr ol-Kalam*”紙と“*Nasim-e Shemat*”紙の兩紙しかない(ただし前者は後述するように途中數號をテヘランで発行した)。発行主體が明らかなのは、州アンジョマン発行の前記二紙とハキークト・アンジョマンなる非公的アンジョマン発行の“*Haghi-qat*”紙とラシュトのモジャーヘディーニ発行の“*Mojzâhed*”紙のみで、他は殆ど個人が編集者(modir)となつて刊行されたものであった。

このように個人編集型の新聞が州内で發刊された新聞の主流を占めるなかで、州アンジョマン發行紙は異色の存在であつた。なぜなら、それは單なる個人の意見や主張を表明するのではなく、州アンジョマンの議事録をあくまでも記事の中心に据えようとする姿勢を——後にみるようにそのスタンスは徐々に崩れ始めるが——保ち續けたからであつた。また州内のみならず、同時代のイラン國內においても、國民議會の討議内容を日々報道した“*Majles*”紙、および三年近くにわたつてアゼルバイジャン州アンジョマンが發行した“*Anjoman*”紙を⁽⁷⁾一應別格とすれば、州アンジョマンが獨自の新聞を企畫しうる力量を備えていたのはエスファハーンとギーラーンのそれしかなかったという意味において、これら二種の州アンジョマン發行紙は稀有な存在であつたといえよう。

それでは次に州アンジョマン發行紙に關する基本的データの紹介に移ろう。“*Anjoman-e Mellî*”紙の“*Gilan*”紙も全號を通じて四頁構成で、各頁の中央に縦線を引き二欄(sotun)を設けている。兩紙とも印刷様式は活版(châpe sorbi)である。タイトル・ページ(sar-jouhe)に記載されたデータによれば、年間豫約購讀料は、“*Anjoman-e Mellî*”紙がラシュトとギーラーン州で三〇ケラーン(gerân)、イラン國內他地方で四五ケラーン、カフカースとロシアで九ルーブリ(marat)、“*Gilan*”紙がラシュトとギーラーン州で二〇ケラーン、國內他地方で二四ケラーンであるが、一部當たりの料金については三シャーヒー(shaht: 一ケラーンは二〇シャーヒーに相當)で共通している。因みに、この三シャーヒーという

表1 “Anjoman-e Melli” 紙発行状況

號數	發行年月日 (ヒジュラ曆)	發行年月日 (西曆)	議事録またはその要約が 紙面に占める割合(%)※
1	1325年 Rajab 月22日	1907年 8月31日	83.2%
2	1325年 Rajab 月24日	1907年 9月 2日	100.0%
3	1325年 Rajab 月26日	1907年 9月 4日	90.2%
4	1325年 Sha'bān 月22日	1907年 9月30日	49.5%

表2 “Gīlān” 紙発行状況

號數	發行年月日 (ヒジュラ曆)	發行年月日 (西曆)	議事録またはその要約が 紙面に占める割合(%)※※
1	1326年 Dhī Hejje 月18日	1908年 1月22日	40.4%
2	1326年 Dhī Hejje 月29日	1908年 2月 3日	41.2%
3	1326年 Moḥarram 月 8日	1908年 2月11日	34.0%
4	1326年 Moḥarram 月17日	1908年 2月20日	17.3%
5	1326年 Moḥarram 月28日	1908年 3月 2日	27.8%
6	1326年 Šafar 月 7日	1908年 3月11日	6.5%
7	1326年 Šafar 月23日	1908年 3月27日	0.0%
8	1326年 Rabī' I 月13日	1908年 4月15日	23.7%
9	1326年 Rabī' I 月20日	1908年 4月22日	15.3%
10	缺		
11	缺		
12	1326年 Jomāda I 月 3日	1908年 6月 3日	7.9%

※、※※：全紙面の行數に占める當該議事録またはその要約の行數の割合。ただし書簡、電報原文などは除く。

價格は、一九〇七年三月現在のラシエトのバーザールでの物價一覽⁽⁸⁾によれば、中位品質の鶏卵一個、パン四分の一キロ、二等品質の米三分の一キロとはほぼ同額である。編集者は“*Anjoman-e Mellî*”紙が Dahir ol-Mamalek、*“Gilan”*紙の方が Hasan Asadzade Eshāhānī なる人物であるが、兩者の傳記的情報は目下のところ判明しない。ただし編集者が交替した要因の一つは“Dahir ol-Mamalek が一九〇八年初めから“*Dabiriyeh*”という名稱の別個の新聞を編集し始めたこととあるいは關連があるのかもしれない。

兩紙の發行年月日を號數順に並べたのがそれぞれ表1と表2である。“*Anjoman-e Mellî*”紙はそのタイトル・ページに一週に四回發行と明記してはいるものの、一九一一年に早くもラビノが指摘しているように、⁽⁶⁾四號分まとめて發刊されたものであり、實際にはラジャブ月二二日、二四日、二六日、二八日、四日間の議事録を形式的に四號に分載したものである。一方、“*Gilan*”紙は一週に二回發行される豫定であったが、表2からも窺えるように、發行期間の前半はほぼ一日間隔、後半になるとその定期性にも亂れが生じてくる。なお、筆者の使用したケンブリッジ大學圖書館所藏の同紙には第一〇、一一號が缺落しているとはいえ、第九號から第一二號の發行間隔が一月半近く空いていることを考えるならば、このような趨勢には大きな變化がなかったとみて間違いない。

“*Anjoman-e Mellî*”紙がなぜ一度に四號分のみ發行されてその後廢刊になったかについては、ラシエト駐在イギリス副領事ラビノの覺書の一九〇七年九月の條に「アンジョマンの日々の討議は記録しないと決まった」⁽¹⁰⁾とあるだけでその理由は判然としない。しかしながら、この方針が轉換され“*Gilan*”紙が州アンジョマン紙として再刊された理由は、同紙の創刊號と續く第二號に連載された「現況」と題する巻頭記事からある程度まで推測が可能である。記事の執筆者は、立憲制の確立とともに「世界の理性ある人々」が驚嘆する程に「統一・團結・友好」(ettefāq o etteḥād o barādarī)が擴まつたが、暫く経つと「各々の黨派 (ḥaq) が個人的な目的を推進すべくアンジョマンを結成し、少しずつ團結の痕跡が失われ、言葉の對立があらゆる方面である種の不正と問題の停滯を生み出すことになった」と現状を捉え、繰り返し「對立の

解消」と「統一の回復」を力説している[“*Gilan*,” sh. 1, s. 1-2; sh. 2, s. 1-2]。加えて、一九〇七年一〇月に州知事に就任して以来、立憲派に強硬な態度で臨んできた Nosrallah Khān Amir-e Aḡam が同年一二月には辭意を漏らし、事實同紙創刊と同じ頃に離任したこともこのような状況の悪化に一層拍車をかけたものと思われる。運動の分裂状態とともに、州知事不在に伴う「無政府状態」(brutality)が世論の求心点としての州アンジョマンの役割を以前にも増して重大なものとし、新聞の發行を促したのであらう。

さらに、表1、表2の右欄に示したように、“*Anjomane Meli*”紙と“*Gilan*”紙との間には議事録の紙面構成に占める比重の點で大きな差異がある。すなわち、前者が討議内容を細大漏らさず收録すべく努めているのに對し、後者は議事録を抄録(abstract)形式にする一方で、それによって得られたスペースに州アンジョマンの立場を前面に打ち出した論説の記事を數多く掲載している。これは右に述べた状況とも密接に關係しているよう。つまり、見解の對立が深まるなかで州アンジョマンの果たすべき役割が重要になっていったにもかかわらず、それはもはやコンセンサスを得ることができず、それがまた批判を一手に引き受けるといふ惡循環に陥っていった状況に符節しているのである。

2 州アンジョマン發行紙以外の新聞

州アンジョマンが活動を續けた全期間にわたって新聞刊行を繼續させたのは、既述の通り“*Kheyrol-Kalam*”紙と“*Nasime Shemai*”紙だけであった。そのみならず、これら兩紙には當時存在したであろう州アンジョマンに對する多様な見方が盛り込まれていることから充分考察の對象にする價值があるといえよう。併せて、發行回数は僅か五回であるが、比較的明確な政治的志向性を備えた集團としてのモジャーヘディーニが刊行した“*Mojahedi*”紙も採り上げることにはしたい(利用した新聞は、州アンジョマン發行紙と同様、全てケンブリッジ大學圖書館が所蔵するものである)。

- (1) “*Kheyrol-Kalam*”紙……表3にみられるごとく、一九〇七年八月四日という州内では創刊年次の最も古い新聞

表3 “*Kheyṛ ol-Kalām*” 紙発行状況（第1年次第22号まで）

号数	発行年月日 (ヒジュラ暦)	発行年月日 (西暦)	備 考
1	1325年 Jomāda II 月24日	1907年 8 月 4 日	一部100dīnār (2shahī)
2	1325年 Jomāda II 月28日	1907年 8 月 8 日	一部国内3shahī
3	1325年 Rajab 月 2 日	1907年 8 月11日	
4	1325年 Rajab 月 8 日	1907年 8 月17日	
5	1325年 Rajab 月17日	1907年 8 月26日	
6	1325年 Rajab 月22日	1907年 8 月31日	
7	1325年 Sha'bān 月 1 日	1907年 9 月 9 日	
8	1325年 Sha'bān 月 7 日	1907年 9 月15日	
9	1325年 Sha'bān 月16日	1907年 9 月24日	
10	1325年 Ramaẓān 月 2 日	1907年10月 9 日	
11	1325年 Ramaẓān 月15日	1907年10月22日	
12	1325年 Ramaẓān 月24日	1907年10月31日	
13	缺（ケンブリッジ大学所蔵文註記によると未発行）		
14	1325年 Dhī Ḥejje 月25日	1908年 1 月29日	テヘラン発行、一部 100dīnār
15	1325年 Dhī Ḥejje 月29日	1908年 2 月 2 日	
16	1326年 Moḥarram 月 6 日	1908年 2 月 9 日	
17	1326年 Šafar 月 2 日	1908年 3 月 6 日	ラシュト一部 2shahī
18	1326年 Šafar 月14日	1908年 3 月18日	
19	1326年 Šafar 月23日	1908年 3 月27日	テヘラン一部 2shahī
20	1326年 Rabī' II 月 6 日	1908年 5 月 8 日	ラシュト発行 一部 3shahī
21	1326年 Rabī' II 月11日	1908年 5 月13日	
22	1326年 Rabī' II 月19日	1908年 5 月21日	本号で一時停刊

である。四頁構成、活版刷りで、タイトル・ページによれば「週に二回発行・配布される」はずであった。年間豫約購読料は、第一號から第一二號までと第二〇號から第二二號までがラシュトで一八ケラーン、他地方で二〇ケラーン、カフカースとロシアで五ループリ、テヘランで發行された第一四號から第一九號までがテヘランで一五ケラーン、他地方で二〇ケラーン、カフカースとロシアで四ループリ、一部當たり料金は表3中の備考欄に記した通りである。

編集者は名を Mirza Abol-Qāsem⁽¹²⁾ ラカブを Afshār ol-Motakallemin と稱する説教師 (va'ez) であった。ギーラーン州のランギャルードの南東にある Amlash の出身で、一説によると一九〇七年時點で七〇歳に達していたという ("Nasime Shemal", sh. 12, s. 47)。ラシュトやアンザリーに關する情報記事や書簡などを除く編集者自身の見解を表白する記事では、『クルアーン』の章句、ハディース、アフバールが頻繁に引用され、その解釋と日常的な事件との關連づけが口語に近い語り口で敘述されており、それはさながら説教 (va'ez) そのものが文字化されたような印象を受ける。文盲率が極めて高かつた當時のイラン社會において、説教師が正確であつたか否かはともかく立憲思想を民衆の日常に即した形で傳達・普及する上で多大な役割を演じたことはすでに多くの研究者によつて注目されてきたが、この人物と彼が編集したこの新聞もそのような典型例といえよう。同紙の第一四號から第一九號がテヘランで發行された経緯については、後に詳しくみることにしたい。

(2) "Nasime Shemal" 紙……發行狀況は表4の通り。本紙も四頁構成、活版刷りであるが、發行間隔については全く言及されていない。年間豫約購読料は、なぜか第一六號と第二二號だけがラシュトで一五ケラーンで、その他の號では全て州内で一二ケラーン、他地方で一八ケラーン、ロシアで六ループリ (第一號のみ四ループリ)、一部當たり料金は第一號の四シャーヒーを除けば他は全て三シャーヒーである。

編集者は Seyyed Ashraf od-Din Hoseyni Qazvini⁽¹³⁾ 一八七〇年カズヴィーンに生まれるが、幼くして孤兒となり、イラクのシーア派聖地に五年間程滞在し、二二歳でタブリーズに赴き、そこで基礎的な勉強を修めた後、ラシュトに移り

表4 “*Nastm-e Shemāl*” 紙発行状況（第1年次第22号まで）

号数	発行年月日（ヒジュラ暦）	発行年月日（西暦）
1	1325年 Sha'bān 月2日	1907年9月10日
2	1325年 Sha'bān 月19日	1907年9月27日
3	1325年 Ramaẓān 月13日	1907年10月20日
4	1325年 Ramaẓān 月28日	1907年11月4日
5	缺	
6	1325年 Shavval 月27日	1907年12月3日
7	1325年 Dhī Qa'de 月9日	1907年12月14日
8	1325年 Dhī Qa'de 月13日	1907年12月18日
9	1325年 Dhī Qa'de 月28日	1908年1月2日
10	1325年 Dhī Ḥejje 月16日	1908年1月20日
11	1325年 Dhī Ḥejje 月27日	1908年1月31日
12	1326年 Moḥarram 月7日	1908年2月10日
13	1326年 Moḥarram 月15日	1908年2月18日
14	1326年 Šafar 月1日	1908年3月5日
15	1326年 Šafar 月26日	1908年3月30日
16	1326年 Rabī' I 月12日	1908年4月14日
17	1326年 Rabī' I 月23日	1908年4月25日
18	1326年 Rabī' II 月9日	1908年5月11日
19	1326年 Rabī' II 月27日	1908年5月29日
20	1326年 Jomādā I 月（日付記載なし）	1908年6月1日以降
21	1326年 Jomādā I 月14日	1908年6月14日
22	1326年 Jomādā I 月18日（本号で一時停刊）	1908年6月18日

住んだ。⁽¹⁴⁾ 彼は「Arsane」(傳説)と題する連載コラムの一つに、あるアーホンドとの問答を載せ、そのなかで新聞執筆の

動機を「イラン人としての義憤 (Jish-e Iranīyat) とイスラーム教徒としての本性 (Fe'at-e Eslamiyat) が私にこの仕事を選ばせた」と語り、なぜ故郷のカズヴィーンで新聞を発行しなかったのか、との質問には「人として生まれし者は、……計略の手 (panje-ye tadbir) を以てしても運命の爪 (chagale taqdir) から逃れることはできない」と答え、運命的な何か、たとえばすでにカズヴィーンでの孤児時代に財産・家屋などが奪われてしまったことなどを暗示しているようである
[“Nastir-e Shemal,” sh. 10, §. 3].

この新聞の聲價を高めたのは、何よりも編集者自作の詩である。それは同紙各號のほぼ一頁分のスペースを占め、時々政治状況への批判・諷刺を主な内容としていた。しかし二萬ペイトを越えたという Seyyed Ashraf の詩作品の評價はそれ自體において、あるいは立憲文學全體の文脈でなされるべきである⁽¹⁵⁾と考えるので、本稿では詩以外の散文的記事を専ら用いることにしたい。

(3) “Mojzheh”紙……本紙は前述したように五號發行されたが、残念ながらケンブリッジ大學圖書館所藏のものには第一號(一三三五年 Shavval 月九日/一九〇七年一月一五附)と第四號(一三三五年 Dhī Ḥijje 月四日/一九〇八年一月八日附)しか残されていない。ラビノによれば、最終の第五號は翌二六年 Moharram 月二日(一九〇八年二月五日)に發行された。⁽¹⁶⁾ 四頁構成、活版刷りで、タイトル・ページには週刊 (Haftegi) とある。年間豫約購讀料は、ギーラーン州で一二ケラーン、他地方で一五ケラーン、ロシアで六ルーブリ、一部當たり料金は三シャーヒーである。なお、タイトル・ページには自由 (Qorriyat)、平等 (mosāvat)、公正 (adalat) なる標語が掲げられている。

二 州アンジヨマンの討議と活動

1 州アンジヨマンの討議内容

一九〇七年二月前半にすでにラシュト國民アンジヨマン (*anjoman-e melli-ye Rast*) と呼ばれるアンジヨマンが創設されていたが、同年五月に州アンジヨマン法が國民議會を通過すると、ギーラーン州でも州アンジヨマン結成の氣運が盛り上がり、紆餘曲折を経た後にラシュトの五階層 (*tabaqe*)——ウラマー・有力者・地主・商人・同職ギルド——が各自の代表 (*vakil*) を選出するという方式に基づいて、同年八月に州アンジヨマンが正式に發足した。その代表六名と選出階層などを表示したものが表5であるが、選出階層については史料間に異同があり、とりわけ “*Kheyr ol-Kalam*” 紙によれば、Haji Seyyed Mahmud は地主とウラマーの二階層から同時に代表に選ばれたためウラマーからの代表權を Aqa Sheykh Mohammad Reza に譲渡したといわれる。

さて、こうして成立した州アンジヨマンにおいてどのような議題が採り上げられ、討議に付されたのか、また州アンジヨマンがどのような活動を行ない、どのような問題に直面したのか、それらのことを本章では考えてみたい。

まず手始めに議事録がより詳細に記録されている “*Anjomane Meli*” 紙から議題の骨子を抽出・整理したものを列記してみよう (もともと議事録には議題の名稱が記されているわけではなく、議論の切れ目ごとにそれをひとまとまりの議事とみなして、その中心的テーマを筆者が假稱したものである)。

(1) ラジャブ月二二日の討論

- ・地主と農民間の關係調整・權利の明確化
- ・税金の徵收問題 (州徵稅長官 (*vazir-e maliye*) からの提起)

表5 1907年8月成立の州アンジョマン代表

代 表 名	選出階層 (ṭabaqāt)			アンジョマン内の任務分	主な職業
	①	②	③		
Hājī Mo'in ol-Mamālek	商人 (tojār)	有力者	商人	議長	蘭商人地主
Mirza Asadollah Khān	有力者 (a'yān)	地主	有力者	副議長	地主
Hājī Seyyed Maḥmūd	地主 (mālekīn)	商人	地主 ウラマー	第一書記	モジュタヘド
Hājī Mirza Moḥammad Reza	同職ギルド (aṣnāf)	同職ギルド	同職ギルド ↓	第二書記	モジュタヘド
Āqā Sheykh Moḥammad Reza	ウラマー ('olamā)	ウラマー	ウラマー		ウラマーの一員
Hājī Shari'atmadār	同職ギルド	同職ギルド	同職ギルド		モジュタヘド地主

選出階層欄の典拠：① “*Anjoman-e Mellī*,” sh. 1, §. 1; ② Rabino, *Mashrūṭe-ye Gilān*, §. 35—36; ③ “*Kheyr ol-Kalām*,” sh. 14, §. 2—3.

(2) ラジャブ月二四日の討論

・地主と農民間の關係調整 (前回の續き)

・上申・要請案件への對處 (五件)

(3) ラジャブ月二六日の討論

・馬車に關する問題

・上申・要請案件への對處 (三件)

(4) ラジャブ月二八日の討論

・取水管理 (mirābi) に關する問題

・上申・要請案件への對處 (八件)

・“*Kheyr ol-Kalām*”紙の國民議會代議士と州アンジョマン・メンバーに對する誹謗・中傷への對應

・Shaḡaīi

のアンジョマン解散の任務を負った

人物からの経過報告

・Kasma のアンジョマン解散を勸告する書狀

の執筆

以上から議事録にみられる議題は、大別すると二つのカテゴリーに、より正確を期すると三つのカテゴリーに類別可能なことが分かる。すなわち、第一は

州内全般、あるいはかなり廣範圍に係わる問題——地主・農民間の關係調整、稅徵收の問題、馬車や取水管理に関する問題——であり、第二は債權回收、借金返済、土地購入などをめぐる個別的な係争問題が訴狀や上申書の形式で——それらは議事録では *tazallomat*, *'ara'ez*, *lava'eh* などと呼ばれるが——州アンジョマンに提出され、議論される場合で、右記の議題一覽では「上申・要請案件への對處」として一括した一六件がこのカテゴリーに該當する⁽¹⁷⁾。その他に第三のカテゴリーとして設定できるものは、ラジャブ月二八日の後半の三つのような個別の地域や事件に應急的に對應する議題で、問題の個別性からして第二のカテゴリーに含めることもできるが、ただ第二のそれと異なるのは州アンジョマン側の主體的な發意によってそれらが討議の對象にされていることである。このように議題が大きく二つのカテゴリーに區別されていたことは、「*Gilan*」紙上の議事抄録ではもはや個別的な問題に關しては、「代表諸氏は上申書委員會 (*komsiyune 'ar'ez*) に行った」とのみ記述され、個々の上申書の中味とその檢討過程や處理方法は一切割愛されていることから裏づけられよう。

地主・農民間の關係調整と稅收問題は次節に譲るとして、馬車に關する問題と取水管理に關する問題を實例に、州アンジョマンが第一のカテゴリーに屬する課題をどのような方向で解決しようとしたのかを檢討してみよう。まず馬車に關する問題については、

馬車 (*doshke o 'arrade*) に關する議論が行なわれた。一つは街路とバーザールの修復への援助についてで、通路の荒廢はそれに起因しているからだ。二つめは何か所かに止められている馬車の「停車」場について、三つめは座席と時間からみた馬車の料金についてである。アンジョマンの決定は條項の形で別に印刷・出版されよう。それが州の現行の條文の一つになるように「*Anjomane Melly*」 sh. 3, s. 2]。

とあり、他方取水管理に關する問題については、

Nou-rūd de aile Khomān-rūd de aile 取水管理人 (*mīrab*) の全ての行動、および取水管理人・水路差配人 (*juy-salar*)

などの権利について、あらゆる決定がなされ、その條項は別に編集・出版せられよう〔“*Anjoman-e Mellî*,” sh. 3, s. 2〕とある。いずれのケースでも、委細は不詳とはいえ、州アンジョマンが何らかの明文化された統一な規準を設けようとしていたことは明らかである。こうした問題解決の方向は、第一のカテゴリに代わって第三のそれが議事の大半を占めるようになる“*Gilan*”紙においても、用水路の修理についての決定とその内容の刊行〔“*Gilan*,” sh. 1, s. 4〕や高級品質の *Mulâ* 米のラシエト市内への搬入方法についての決定〔“*Gilan*,” sh. 2, s. 4〕などに僅かにその痕跡が残されている。

第二のカテゴリのものは件数が多いためその代表的な一例のみを多少長くなるが全文次に引用してみよう。

Karbala'i Taqi Yakhforush は「次のように」不平を訴えた (*muktazallan shod*)。私は人々に五六〇トマーン (*tomân*: トマーンは一〇ケラーンに相當) を借りていて返却した。Âqâ Moḥammad Âqâ-ye Mostoufi が債權をもっていた二〇トマーンは二つの期限 (*moḥt*) に返さなければならなかった。私は第一の期限の一〇トマーンのうち三トマーンを返した。〔残りの〕七トマーンのゆえに知事側に訴えられ、私の息子は連行・拘留された。さまざまな苦心と仲裁の末、私から二萬五千ディーナールが取られ、そして私の息子は解放された、と。アンジョマンの方から以下のような内容の要請状が記された。七トマーンのために二萬五千ディーナールを取るのには公正から程遠く、困惑させることを意圖したもので、二萬五千ディーナールを返すべきだ、と。以下の内容の返事が知事側から届いた。第一に七トマーンではなく、二〇トマーンである。第二に五千ディーナールは役人の手數料 (*haqq-e zahmat*) であり、後の二トマーンは債權者本人に渡され、役人には何の収入にもなっていない、と。アンジョマンは「次のように」書き送った。債權がたとえ二〇トマーンでも、それは二つの期間 (*ges*) においてであり、第一の期間については三トマーンが支拂われたから、七トマーンが残っている。二トマーンは債權の代用に數えられると記されている以上、その領收書を送付されよ。借金の半分のうちの殘額は彼が安心できるよう期限を設定されるように」と〔“*Anjoman-e Mellî*,” sh. 4, s. 2-3〕。

ここで留意すべきことは、第一に前提として訴えた本人が公權力によって不公正な處置を被ったと州アンジョマンが判断

していること、換言すれば、州アンジョマンがそのように判断しない場合には、訴えられた案件そのものが受理さえされないということである。このことは、「人々の請願や権利の擁護 (etiquette) は知事の権限に歸屬する。もしある者が知事側に不平をもったとしてもそれが表明できないときに限って、ここ〔州アンジョマン〕に來て、要請するのである。」という副議長の發言〔*Arjomane Melli*, sh. 3, s. 4〕からも確認できる。そして第二に訴えた本人の意を體し書簡の交換を通して、知事側と交渉を重ねていることである。つまり、州アンジョマンは州知事を頂點とする公權力がその權力を不正に行使したと認定したときに、不正を受けた當人の代行者として権利の回復に努めることを本旨としていたのである。

2 州アンジョマンの活動と問題點

前節でみたように州アンジョマンが州内の全般的な諸問題で共通の規準を定め、同時に個々の住民と舊來の權力機構とのいわば仲介的機能を果たすべく活動を展開したのが事實であつたとしても、それがすなわち全ての住民が承服するような解決策を提示しえたことを意味しなかつたのは容易に想像がつく。

たとえば、小作料・租税の不拂いや地主とその差配の不当な扱いをめぐって一九〇七年春から州内全域で頻發した農民騒動を前にして、州アンジョマンは地主と農民間の關係調整に着手し、①秤量慣行の地域的相違を利用して地主が小作料を不当に取らないよう米五クォーティール(約一六五キロ)當たりの標準的な量目の設定、②ギーラーン州の中核的産業である蠶業において地主への事前通知を條件に農民が蠶卵種を選択できる権利の保證、③地主の絹や繭の取り分の適正化、④地主による水利料や結婚許可料の徴收の廢止、などを中心的議題として討議し、部分的ではあるにせよ地主側からの農民への過度の壓迫に歯止めをかける方策を摸索した〔*Arjomane Melli*, sh. 1, s. 1-4; sh. 2, s. 2-3〕。その意味では、「〔州〕アンジョマンは地主と農民との間を取り持とうとしている」とするラビノの觀察もあながち的外れとはいえないが、しかし州アンジョマンが結果として地主―農民關係の根幹に係わる小作料の減免や土地への権利については論及を回避し、逆に農民

に地主への小作料支拂いを強く迫ったことが、他方で「この國民アンジヨマンによって地主—農民間に無慈悲な法(qānūn)⁽²¹⁾が制定され、それは哀れな農民にとって明白な専制 (zōlm-e-fāsh) であつた」[“Kheyr ol-Kalam,” sh. 14, s. 3] という評價を生み出したことも確かである。さらには、州徴税長官の提起を受けて州アンジヨマンは査定税額を越える超過税 (tafavot-e ‘ama)⁽²²⁾ を従来通り徴收することを容認したのみならず、州アンジヨマン成立以前に免税權を獲得していた六つの同職ギルドに合計八萬ケラーンもの追徴税を課すに際して側面からの支援を約束した[“Anjomane-Melli,” sh. 2, s. 1-2]。部分的な改善を圖りながらも、大枠では既存の秩序を維持せんとする州アンジヨマンの基本的立場は、このアンジヨマンの指導權を掌握していた六名の代表のいずれもがこの地方で權威と影響力を保持してきたモジュタヘド、大商人、地主などであつたこと(表5の「主な職業」欄参照)、しかも立憲制に對し本來反對ないし懷疑的な考えを抱く者が少なくなかつたこと(24)に由來しているといえよう。議長職に就いていた Hajji Mo’in ol-Mamalek でさえ元來立憲制に同調していなかつた上に、ギーラーン州でも有数の地主であり、なおかつアルメニア系、ギリシア系を始めとする外國系商人の獨占市場の觀を呈していた繭取り引きにおいて一九〇六年には一萬四千キロという州内第四位の生繭輸出量を誇る大商人であつたからである。⁽²⁵⁾

州アンジヨマン代表の舊守的傾向と並んで、その活動を停滯に導いた構造上の要因は、それが執行機關を缺いていたこと、従つてある決定を下してもそれを書狀で知事に通告するだけで、その實行は知事の善意を待つ以外に何らの有效な方途をもたなかつたことである。Seyyed Ashraf は州アンジヨマン代表への直接的な批判を控えつつも、傳染病の温床であるハンマームの汚水の淨化、モスクが子供用のマクタブに轉用されてしまつてゐる問題の解決、雨が降ると水浸しになる Pire-bāzār 方面道路の修復などの事業が遅々として進捗しない明瞭な缺陷が市政アンジヨマン (anjomane-haladiye)⁽²⁶⁾ をもつていないことにあると指摘し[“Nasim-e-Shemal,” sh. 6, s. 3-4]、さらに「アンジヨマンへの演説」なる記事のなかで、「信者の安寧と地方の繁榮の基礎」である市政アンジヨマンを組織する必要を強い調子で説いている[“Nasim-e-

Shemal, sh. 10, s. 2-3]。 「數日間を費やして、あなた方が用水路の修繕のために決定した後、それは進展をみず無効にされてしまった。また道路の汚染除去のために決定を行なったが、それは従われていない。」 [*Gilan*, sh. 4, s. 3] との議長
の發言は、州アンジヨマン側に執行能力が缺如していたことを端的に物語つてはいるが、市政アンジヨマンを設置するた
めの格別の議論や措置が講じられることもなかった。ところが、ラシュトの街區の代表を集めて一九〇八年二月七日に市
政アンジヨマンが正式に誕生すると [*Nasim-e Shemal*, sh. 12, s. 3]、同アンジヨマンの議長は早速州アンジヨマンの會合
に臨席し、知事不在中に横行していた放火・竊盜・暴行事件などの取り締まりの強化と遅延していた公共事業の速やかな
遂行に一致協力することを誓ひ合つた [*Gilan*, sh. 5, s. 1]。

これに加えて、Seyyed Ashraf が州アンジヨマンの討論や考案が前進しない理由の一つを「現金での資金 (*vojud-e naqdīye*) がなくして」 [*Nasim-e Shemal*, sh. 14, s. 3] と鋭く見抜いているように、州アンジヨマンは安定的な財政基盤を確保するといふ點でも弱點を抱えていた。⁽²⁷⁾ 市政アンジヨマンに資金を引き繼ぐために、州アンジヨマンは會計報告を公開しているが [*Gilan*, sh. 6, s. 3-4]、收支ともほぼ九千ケラーンほどの主として道路の砂散布や用水路の修理に支出されている會計報告(會計期間不明)でも、また收支とも約五千ケラーンほどの主に通信費・印刷費・人件費などの經常的費目に支出されている別枠の會計報告(こちらは一九〇七年二月のテヘランでのクータ未遂に際しての臨時的收入で、*Gilan* 紙の印刷所所長に委託)においても、前者の收入の部に含まれるバーザールで集金された一、三五〇ケラーンを除外すると、主要な收入源は州内の有力者の自發的寄附に専ら依存するものであった。また財政規模の觀點からみても、九千ケラーンという収入額は、その日追い方式 (*ridname*) の小計欄に記された月日を西曆に直すと一九〇七年一二月初めから翌年一月末頃になるので一應會計期間を二か月と假定しても、少々年次は下がるが一九一一年の州全體の年間總稅收額二三〇萬ケラーンはもとより、同期のラシュトとその近郊 (*ma'vaz*) の六〇萬ケラーンと比較しても、いかに微々たるものであったかは明らかである。

三 州アンジョマンの實像と他集團との關係

1 州アンジョマンの法制的位置と實相

前章でみた州アンジョマンの討議や活動が州アンジョマン法の全體的枠組のなかに收斂するものであったことは以前にも推測したところであるが、州アンジョマン發行紙などから再構成された輪郭においても同じように判斷しても大過なからう。なぜなら、同法の意圖した地方行政の補完的機能や知事權力への掣肘的機能の大枠を決して凌駕するものではなかったからである。とはいえ、そのような機能をどう解釋するかはさまざまであり、たとえば第一次世界大戦直前にイラン政府法律顧問を務めたデモルニイはその機能を中央集權化に逆行する時期尙早の分權化(*décentralisation*)と把握し、⁽³⁰⁾それは全く逆に、舊ソ連の研究者イヴァノフはそれを政治問題の討議權を剝奪するとともに、選舉資格を設けることで被擄取大衆を排除するものであったと批判している。⁽³¹⁾同法が想定する州アンジョマンの機能を行き過ぎた分權化への契機とみるのか、あるいは大衆參加を拘束する契機とみるのか、いずれにせよ、これらの議論は條文解釋に立脚しており、地域住民の同法への認識を考慮に入れた上での論評ではない。

そこで本節ではまず地域住民が州アンジョマンの實態と在るべき姿をどのようにみていたかを考えてみたい。州アンジョマン代表が州アンジョマンを「公的」アンジョマン(*anjomane rasmi*)であると再三強調するのは當然であるにしても、それに終始批判的であった *Afsah ol-Motakallemin* でちえ州アンジョマン成立以前に結成されていた諸アンジョマンを「非公的」アンジョマン(*anjomane-hāye gheyre-rasmi*)と表現してゐる[*"Kheyr ol-Kalam,"* sh. 14, s. 1.]ことは注目に値する。現存した州アンジョマンが眞に「公的」であったか否かはともかく、このことは州アンジョマン法によって存在根據を付與されたアンジョマンこそが「公的」であり、それ以外のものは「非公的」であるとの見方が州アンジョマンの支持

者・批判者双方に共有されていたことを示している。

各州の國民アンジヨマンが國民議會の「支部 (sho'abat) の一」⁽³²⁾として表象され ["*Gilan*," sh. 7, s. 1]³³ Afshah ol-Motakallemin が「議會は樹木であり、その根が州 (eyalat o velāyat) のアンジヨマンに在る」⁽³⁴⁾ ["*Keyr ol-Kalam*," sh. 7, s. 1]と譬えるとき、そこにはまた單なる分權化のみならず、州アンジヨマンが國民議會と密に連携し舊秩序とは異なる集權化を志向せんとする共通認識が潜んでいたのである。

州アンジヨマンは公的な地方における議會の代表であるとの共通した理解が前提としてあったからこそ、現實態としての州アンジヨマンへの批判は、州アンジヨマン法が設定した法制的枠組からそれが逸脱しているのか否かをめぐって展開されることになる。まずは、いずれも「州」という譯語に相當する eyalat と velāyat の法條文上での概念定義が曖昧で、ギーラーン地方がどちらの行政區分範疇に含められるべきかが重大な争點として浮上した。州アンジヨマン法第一條、第五〇條、第一一五條によれば、eyalat は州知事が駐在する中心都市とそれに附屬する地方知事のいる velāyat から成り、velāyat は知事のいる都市と副知事 (nā'eb ol-hokume) のいる周邊地區 (boluk) から構成されるから、アンザリーやラーヒージャーンのような知事所在都市を複数擁するギーラーン地方が果たして velāyat に該當するのだろうか、という疑義が生じて何ら不思議はなかった。問題の根本的な所在はしかし、このような法條文の解釋論争にあったのではなく、ギーラーン地方が eyalat であれば必然的に周邊地域は velāyat となり、中心都市で eyalat 段階のアンジヨマンを創ることが可能であるとともに、velāyat においても独自のアンジヨマンを保持することができたが、他方 velāyat と認定されれば中心都市に唯一の公的アンジヨマンをもつことを許されるのみで、周邊地區 (boluk) ⁽³⁴⁾にはアンジヨマンの結成權はなく、ただ中心都市のアンジヨマンに一名の代表を送る權利だけが認められるということに存したのである。州アンジヨマン選舉實施の援助にテヘランから派遣されていた二名の國民議會代議士を通じて議會がギーラーン地方は velāyat であるとの認識を傳えたことは、⁽³⁵⁾ Afshah ol-Motakallemin が

ラシエト市の人々は、周邊の地域 (velāyat) のアンジヨマンを解體することは多くの不幸な事態を伴う、少なくとも多くの血が流れるであろうし、地域のアンジヨマンを屈服させることは周邊都市の非難を招くであろうと考えた。彼らは、恐らく周邊のアンジヨマンを解體しようとする専制派 (mostabedin) の狙いは基礎を破壊するためであろうとよく理解していた ["*Kheyr ol-Kalam*", sh. 5, s. 3]。

と記すように、周邊地域の既設のアンジヨマンを強制閉鎖に迫込むことを意味した。従って、eyalat・velāyat 論争は、有力者や指導者 (a'yan o ro'asā) が……velāyat のアンジヨマンを望み、職人 (kasabe) が eyalat のアンジヨマンを欲している ["*Kheyr ol-Kalam*", sh. 2, s. 3]。又 Afsāh ol-Motakallemīn が捉え、eyalat 側に加擔した Seyyed Ashraf も「もし私が velāyat であるといえれば農民 (fallāhin) にとつて危険であるし、eyalat であるといえれば地主 (mallākin) にとって損害がある」["*Nasim-e Shemal*", sh. 1, s. 1]と述べるごとく、立憲制の地方での可視的制度たる公的アンジヨマンをめぐる階層間の對立をその背景にもっていたのである。

しかもその選舉方法が州アンジヨマン法が規定する普通選舉⁽³⁶⁾ではなく、急遽階層別選舉に切り替えられたことでその存立の合法性への不審を一層助長させたが、さらに發足以降も依然として根強い疑念を拂拭することができなかった。というのも、地區 (bolak) 代表の一二名ないしは一四名がラシエトの州アンジヨマンに参加しなかった⁽³⁷⁾、それゆえにこの州アンジヨマンはそれが最終的に崩壊する一九〇八年六月まで一貫して法定構成員數の三分の二近くを缺いていたからであった。州アンジヨマンは發足當初より、

一二の地區 (mahall) の一二人のみが代表として、その中心がラシエトであるギーラーン・アンジヨマンに出席しなければならぬ。とくに Kasma と Fuman は一名を規約〔州アンジヨマン法を指す〕に従って、選出し出發させなければならぬ ["*Anjoman-e Melli*", sh. 4, s. 2]。

という内容の指示を周邊地區 (この場合 Kasma の住民宛) に送達しているから、代表派遣に關して州アンジヨマン側からの

働きかけが全くなかったとは考えられない。とすれば、地區住民側がアンジマン結成の既得権を根據に代表を送ることを拒んだとみるのが妥當であらうが、しかし一方で *Afsah ol-Motakallemîn* は、

ラシュトの國民アンジマンはこの四、五人でなければならぬのか。否、二〇名の代表を含んでいなければならない。六名はラシュト市から、他は附屬都市や地區からのはずだ。一體、ラシュトの國民アンジマンは周邊の代表を招請してきたのか。いやいや、彼らは招請してこなかったし、招請しないであらう。なぜか。現在、絶對者 (*ta'addid yashai*) である、この數人が他人を連れてきて、自分の袋に鼠を入れるがごとき何の缺陷、何の不足があるというのか ["*Kheyr ol-Kalam*," sh. 20, §. 3]。

としてむしろ州アンジマン側が權限強化のため意圖的に代表の招集を怠ってきたとみなしている。いずれにせよ、これが「重要な問題」として州アンジマンの議事に上程されているし ["*Gilan*," sh. 9, §. 1]、また一九〇八年五月八日に州アンジマン代表を前にした千數百人規模の集會の席上、ラシュトの一二の非公的アンジマンが共同で州アンジマンに提議した請願項目のトップに掲げられたのも地區代表を早急にラシュトに招集すべし、との項目であつた ["*Kheyr ol-Kalam*," sh. 22, §. 2-3]。

2 州アンジマンと他集團との關係

従前よりモジャーヘディーン・グループについてはロシア社會民主労働黨やムスリム社會民主黨「ヒンメト」との思想的影響關係、およびイラン社會民主黨「エジュテマ・ユネ・アーミューン」との組織的關係などを中心的論點として研究が積み重ねられてきており、筆者も不十分ながらもラシュトとアンザリーにおけるそれらのグループについて論及したことがあるので、ここでは州アンジマンとの相互關係に焦點を絞つて考えてみることにしたい。もとより州アンジマンはラシュトのモジャーヘディーン・グループの動向を系統的に報道しているわけではないが、ただ同グループに直接呼

びかける“*Gilan*”紙第四號の卷頭記事は對モジャーヘディーン認識を窺う上で刮目に値する。そこにおいてまず目につくのは、モジャーヘディーンを説明するのに「國民の自由の擁護者、自由の道の獻身者、立憲制の神聖な基礎の防衛者」を始め實に一七にのぼる肯定的、というより讚美に等しい名稱が羅列されていることである。その後でようやくその隊列の中に背信者が一人いる（實名は擧げず）から、「純潔者の立場が下劣で不當な存在に汚染されないように不名譽の汚點を除き、神聖なるグループから追放する」ことを要請している[“*Gilan*,” sh. 4, s. 1]。むろん過剰とも思える讚辭は後半の要求の度合いを和らげるために用いられている可能性もあるが、少なくとも州アンジョマンは總體としてのモジャーヘディーンの行動を否認する姿勢をみせていないことだけは疑いない。

他方、モジャーヘディーン側は「書簡」(makthb)という表題の下に、道路の補修、馬車の停車場の増加、パンや肉の價格安定など、いくつかの改善すべき問題を州アンジョマンに間接的に要望すると同時に、とりわけ必需的食糧品が高騰した要因の一つに地區代表の州アンジョマンへの未參加狀態を指摘している[“*Moja'hed*,” sh. 4, s. 4]。これは地區代表の問題の重大性を改めて想起させるものであるが、ただしモジャーヘディーンはこの問題を指摘するにとどめていることに注意しておきたい。なぜなら、前節で紹介した、地區代表の未參加問題の背後に州アンジョマンが「絶對者」たらしめる企圖があるとする“*Kheyr ol-Kalam*”紙の記事と對比するならば、双方の論調の間には歴然とした差異が感知されるからである。従って、州アンジョマンとモジャーヘディーン・グループは互いに若干の批判を投げかけ合いながらも、各々の存在を根底的に攻撃しない、言い換えれば共存の餘地を多分に残した關係を保っていたと推定される。

この點は別の角度からも傍證できる。すなわち、モジャーヘディーンについて全く無視する“*Kheyr ol-Kalam*”紙とは對照的に、州アンジョマンに對して大筋において——時の経過とともにやや手厳しくなるが——肯定的な態度を採る“*Nasim-e-Shemal*”紙は、しばしば紙面にモジャーヘディーンの活動を掲載し[“*Nasim-e-Shemal*,” sh. 4, s. 1.; sh. 13, s. 3; sh. 19, s. 3; sh. 21, s. 4]。ことに立憲制の擁護のために決起を訴える記事中で、代議士やウラマーなどと並んで、神聖なる

革命派 (*forge-ye moqaddas-e engelabiyun*)、社会民主黨派 (*ejematiyün-e ‘amiyun*) に言及している [“*Nasim-e Shemāl*,” sh. 12, s. 2]。これらの呼稱の使用が同時代の文獻ではあまり一般的ではなかったことを勘案するなら、このような事實は *Seyyed Ashraf* とモジヤーヘディーンとの交流關係が存在していたことを示唆しているよう。

これに對して、州アンジヨマンへの批判勢力として登場するのがアボル・ファズル *Abol-Fazl* なる名稱を冠するアンジヨマンである。このアンジヨマンは州アンジヨマン發足直後に元來 *Ettēhādīye* という名稱の組織として發會したようである [“*Kheyṛ ol-Kalam*,” sh. 10, s. 1-2] が、その後の事情については、このアンジヨマンの創立にも深く關與していた *Afsah ol-Motakallemīn* が次のように回想している。

ギーラーンの國民 (*melat*)、つまりバーザールの職人は狀況をこのようにみたとき、自ら統一し團結し、そして團結の力にかかる詐欺的行爲の壓力に屈しないようにするしかないと考えた。バーザールの職人は何度も誓いを立て、結果したが、結局分裂を餘儀なくされてしまった。この結社のうちで *Abol-Fazl ol-‘Abbās b. ‘Alī b. Abī Taleb* に良き信念をもっていた者たちは、この尊き存在にもはや分裂せずに自らを守ると誓いを立てた。このアンジヨマンはこの點で *Anjoman-e Abol-Fazl* と名づけられた [“*Kheyṛ ol-Kalam*,” sh. 14, s. 3]。

このアンジヨマンは從つて、カルバラの悲劇で殉教したシーア派第三代イマーム、ホセインの異母兄弟アボル・ファズロル・アッバースに誓約するバーザールの職人を主體とした集團であつた。引用文中の詐欺的行爲とは、その前の記述によれば、*Hajji Sharī‘atmadār* と *Hajji Mirza Moḥammad Reza* が約百名ほどの自らの使用人や貧しい職人に三トマーンづつをばら蒔いて同職ギルドからの州アンジヨマン代表權を獲得したというもので、實際にもこれに關してはこのアンジヨマンのメンバーは州知事や州アンジヨマンに執拗な抗議行動を繰り返した。⁽³⁹⁾ 同アンジヨマンはラシュトのバーザール職人だけでなく、周邊地區にも一四の支部 (*sho‘be*) を擁し、⁽⁴⁰⁾ 「一萬五千人の盜賊と山賊を抱えている」 [“*Kheyṛ ol-Kalam*,” sh. 16, s. 3] という流言が飛ぶ程であつた。そのような勢力の増大に伴い、「地主や有力者やウラマーを装う者たち (*‘alem-*

namāhā)」「*Kheyr ol-Kalam*,” sh. 14, s. 4)との對立關係が深まったのみならず、さらにまた注目すべきことに、同職ギルドの長老 (pir-nardān-e asraf) 三〇名が職人との從屬關係 (matbu‘) が斷ち切られたと考え、アボル・ファズル・アンジマンのメンバーとの年季の差を誇示するため Kabir なる名稱のアンジマンを創つてこれに對抗するという事態が現出した〔*Kheyr ol-Kalam*,” sh. 14, s. 4)〕。

こうした狀況のなかで、州知事 Amir-e A‘zam はアボル・ファズル・アンジマンを騒亂 (fetne) の元凶とみなし、一九〇七年十一月二日同アンジマンの中心メンバー、小作料不拂いや藪引渡し拒否などに多數の農民を嚮導した「ガラス屋」(shishe-bor) の Rahim と「町騒がせ屋」(shahr-ashub) の Seyyed Jalal の兩名、同アンジマンの責任者の「長靴屋」(orusi-diz) の Mohammad’ 「ナース職人」(‘alage-band) の Mashadi Asadollah’ Mashadi Ebrahim’ として Afshar ol-Motakallemīn の六名を逮捕、公開で棒打ち刑に處した上で、投獄・拘留した⁽⁴¹⁾。彼らは一切の面會を斷たれ、四五日後によく釋放された〔*Kheyr ol-Kalam*,” sh. 15, s. 3)〕。この事件は言論の自由への抑壓として首都の急進派新聞紙上においても反響を呼び⁽⁴²⁾、Afshar ol-Motakallemīn は釋放後テヘランに赴き、同地で “*Kheyr ol-Kalam*” 紙を續刊し、知事の不當な行爲を彈劾した。一時的に後退を強いられたアボル・ファズル・アンジマンも Amir-e A‘zam の辭職以降、再び影響力を盛り返し、州アンジマンに對する最大の壓力團體となった。

ところが、一九〇八年三月一六日に Mirzā ‘Ali Khān Zahir od-Doule が州知事に就任するや事態は一變した。そのことは次のエピソードに象徴的に示されてゐる。Afshar ol-Motakallemīn は州アンジマンを批判する際にそれまで用いてきた慎重な手法を破り、自らを原告として州アンジマン議長を告發する記事を掲載した〔*Kheyr ol-Kalam*,” sh. 22, s. 4)〕。これを受けて州アンジマンは州知事に對し、州アンジマン代表、市政アンジマン代表、一二の非公的アンジマンの代表、州の有力者などから成る審問集會の開催を要請し、これに基づき五月二五日に開かれた集會において、“*Kheyr ol-Kalam*” 紙を停刊處分に付する決定が全會一致で採擇された〔*Gilan*,” sh. 12, s. 4)〕。この審議の過程で尋問

者の役割を演じた Zahir od-Doule は、州アンジョマン代表を肯定するのか、それとも新聞記事を肯定するのか、の二者擇一を各々の代表に迫ったが、唯一態度保留を表明していたアボル・ファズル・アンジョマンの代表でさえ最終的には州アンジョマン代表の言い分が正しいことを承認したのである。このような變化は何よりも Zahir od-Doule の立憲派政治家としての名聲と、自身 Safa' Ali と名乗るネエマトッラーヒー教團のフフキールであったこと⁽⁴³⁾つまり彼個人の經歷や倫理性に負うところが大きかったといえよう。なぜなら、當の Afshar ol-Motakallemin からして前知事への評價とは打って變わって Zahir od-Doule を「立憲派の公正な知事」であり、彼が「貧者 (fogarā) と弱者 (zo'afā) 大衆の安寧を實現しよう」との確信を公にしていたからである〔“Kheyr ol-Kalam,” sh. 18, s. 4〕。

だとするならば、農民の地主に對する、職人のギルド親方に對する、モカッレドのモジュタヘドに對する反抗は、そのような垂直的な社會システムを乗り越える對自的な階層間闘争と割り切ってしまうには無理があるのではなからうか。立憲制の導入を契機に小作爭議や課税への抵抗などの經濟的利害の對立が顕在化し、それが公的アンジョマンをめぐる抗争にみられるように政治的な發言の場を確保する運動へと歸結したことは確かであるが、先に觸れたエピソードが示唆するごとくそれらが容易に終息に向かったのは、その矛先がシステムそのものではなく、個人の資質、とりわけ倫理性に向けられていたからではなからうか。⁽⁴⁴⁾そのことを「職人・同職ギルド・農民から成る國民大衆 (‘omum-e aṭrad-e melat)」を書き手とする——Seyyed Ashraf の創作である可能性もあるが——書簡の一節は鮮明に物語っているよう。

全ては人間が mojahed であるか、用心 (eṭṭiyat) して行動するか、あるいは mogalled であるかの義務を負っていることを知っている。我々哀れな大衆は用心の諸條件を知らないし、また mojahed でもない。神かけて我々はアッラーの言葉に mogalled しているのである。他方、我々はカルバラーとナジャフに住まわれ、世俗の楽しみといえはただ「井戸の水と大麥のパンとアリー廟への參詣」に満足しておられる方々の mogalled である。我々は三階建ての邸宅を所有しないし、八千クレーターの米を不當に手に入れないような、そして高利貸しを行なわないような方々の、

立憲制に反する者は全き不信仰者とお書きになった方々の、バハーレスターン「議事堂所在地」は國民の權利の擁護者・シャリーアの權限の強化者とお書きになった方々の「moqalled be ayn」[“*Nasim-e Shemal*,” sh. 20, s. 2]

結びにかえて

以上の、とりわけ第二章と第三章の考察から確認しえた諸點を再整理し、併せて地域住民にとって立憲制施行がもつていた意味を再度概括することで結びにかえたいと思う。

(1) 州アンジョマン發行紙の議事録をみる限り、討議内容は大きく二つのカテゴリーに類別することができる。第一は州内全般に係わる諸問題の解決と統一的規準の作成であり、第二は個別的な係争問題が訴狀や上申書の形式で州アンジョマンに提出され、それが權力側の不正行爲であると認知されたときに審議・對處されるケースであった。従つて、州アンジョマンは地域住民間、また住民と知事を頂點とする權力機構との間で仲介的機能を果たすことを意圖していたのである。しかし地主―農民間の關係調整に典型的に表れたように、その意圖、つまりは全住民が承服できるような解決策を提示し、それを實行することは到底不可能であつた。これは州アンジョマン代表が舊來からの地方有力者であつたこと、執行機關を長期間にわたつて缺如していたこと、安定的な財政基盤を確保しえなかつたことなどに起因しているよう。

(2) 州アンジョマンへの批判の中心的論點はしかし、右記のような構造的弱點にのみ焦點が絞られたのではなく、州アンジョマン法の規定する法制的枠組から現實の州アンジョマンがいかに逸脱しているか否かに存した。というのも、州アンジョマンの支持者・批判者を問わず、州アンジョマンなるものは「公的」機關として國民議會と連携し、知事權力を監視すべきものであるとの共通認識があつたからである。それゆえ、論争はギーラーン地方が eyalat か velayat かという條文解釋に端を發したが、ことに地區住民が抱いた根本的な危惧は既設アンジョマンが解體を餘儀なくされるということであつた。また地區代表が州アンジョマンに参加しなかつたこともその合法性に一層の不審感を高める要因となつた。

ラシュトのモジャーヘディーンは意外にも州アンジョマンと基本的には共存しうる關係を保っていたと思われるが、それとは對照的にアボル・ファズルと稱するアンジョマンは地方有力者に領導される州アンジョマンに批判的な立場を採った。バーザール職人を主體とし、農民層にも影響力を發揮したこのアンジョマンも知事の交替に伴い、國王によるクレーダの直前には州アンジョマン代表支持を言明したのである。

(3) 首都における立憲制の歸趨がしばしば重大な關心を呼び覺ましたとはいえ、地方紙を讀む限り、地域住民の日常的な關心は、憲法や議會がいかにあるべきかというような議論ではなく、彼らの日々の生活に係わる領域での改善、あるいは不當に扱われた自己の權利の回復や不正の告發に向けられていたといえる。これらは州アンジョマンに寄せられた無数の訴狀や上申書となって現象したが、農民騒動やアボル・ファズル・アンジョマンの動向にみられる階層的な、あるいは究極的には個人にまで還元されうる權利主張は、従前からの垂直的な社會的結合關係に脅威を與えずにはおかなかった。そのことは州アンジョマンが秩序崩壊の危機に瀕して「國民の統一」を再三持ち出したことにも示されているが、そのような脅威が知事の交替によって解消の方向に向かった背景には、階層的な權利の主張でさえ社會システムそのものより、むしろ個人の倫理性を問題にしていたことがあったように思える。

ここで得られた結論はいうまでもなく、ギーラーン州に限定されたものであり、他地方に必ずしも妥當するものではない。それゆえ、州アンジョマンに関する総合的な議論は、他地方における事例研究の蓄積やそれらとギーラーン州の例との比較検討の作業を経て初めて可能となるものであろう。これらについては他日を期したい。

註

(1) A. K. S. Lambton, "Persian Political Societies 1906-11," *St. Antony's Papers*, 16 (1963); M. Bayat, "ANJOMAN i. Political," *Encyclopaedia Iranica*, vol. II, fasc. 1.

(2) このような問題關心に立脚した研究は、管見の限り Man-šure Rafi'i, *Anjomān: Orgāne Anjomāne Ejszati-ye Ādharbāijān*, Tehrān, 1362 Kh. しかなく、本書は「マ

ルバイジャン州アンジモマンの討議や活動を同アンジモマン発行の“*Anjomani*”紙の記事分析に基づいて論じたものであるが、州アンジモマンは民衆の利益の擁護者であるという視点から終始敘述がすすめられている。

- (3) 拙稿「イラン立憲革命におけるラシネット蜂起」『史料』六七—(一九八四)。

(4) 最近の立憲革命研究の現状からみて、このような視角も革命の別の一面面を照射する上で在外に有効であるかもしれない。なぜなら、第一に州アンジモマンが地方におけるエリートと民衆を結びつける、あるいは両者がせめぎ合う場であったとするなら、革命史記述における「民衆主義」(populist)的潮流と「エリート主義」(elitist)的なそれとの断絶(M. Reza Afshari, “The Historians of the Constitutional Movement and the Making of the Iranian Populist Tradition,” *International Journal of Middle East Studies*, 25 (1993))を架橋する手掛かりを提供する可能性があるからである。第二に最新の本格的な革命史研究書であるジョセフ・革命期の地域社会の様相について開始と言及がなされていることである。Cf. V. Martin, *Islam and Modernism: The Iranian Revolution of 1906*, London, 1989; M. Bayat, *Iran's First Revolution: Shiism and the Constitutional Revolution of 1905-1909*, New York & Oxford, 1991.

- (5) E. G. Browne, *The Press and Poetry of Modern Persia*, Cambridge, 1914, p. 26.

(6) キーラーン州における新聞発行のデータに関しては、原則

的に H. L. Rabino, *Šīrāt-e Jarā'ed-e Irān va Jarā'ed-e dar Khārej-e Irān be Zabān-e Fārsi Tābi shode ast*, Rasht, 1329 Q. (以下 *Šīrāt-e Jarā'ed-e Irān* と略記) から抽出し、一箇所は Browne, *ibid.* に収められている Mohammad ‘Ali Tarbiyat の新聞リストを参照した。その結果、Tarbiyat が Rabino に依據して、リストに登載した“*Sorāzsh*”紙は、Browne の註記によると Rabino のリストでは発行地はラシネットではなく、イスタンブルとテヘランとなっているので除外した。

- (7) この新聞の基本的データについては、八尾師誠「イラン立憲革命と新聞——『*Anjomani*』紙の分析にむけて——」護雅夫編『内陸アジア・西アジアの社会と文化』山川出版社、一九八三、所収、参照。

(8) H. L. Rabino, “Report from March 20, 1903 to March 20, 1907, on the Trade of the Consular District of Rasht and Astarabad,” U. K. F. O., *Diplomatic and Consular Reports*, Annual Series 3864, 1907, p. 25.

- (9) Rabino, *Šīrāt-e Jarā'ed-e Irān*, s. 8.

(10) H. L. Rabino, *Mashrū'ī-ye Gilān : az Yād-dāsh-hā-ye Rābino*, ed. M. Roushan, Rasht, 1352 Kh., s. 48. (以下 *Mashrū'ī-ye Gilān* と略記)。

(11) “*Gilan*,” sh. 7, s. 1 では、キーラーン州の國民がかつては「自分の仕事や職業だけを思ふけれど、國民アンジモマンとて蠟燭の回りに蛾のつてく集まっていた」にもかかわらず、今や「州の発展と財富の結集點・避難所・源泉たる國民

アンジマンは弱態に瀕し、間もなく消滅の淵に立たれよう。」と記されている。

- (12) Jahāngir Sartip-pūr, *Nām-ha va Namāz-ha-ye Gilān*, Rasht, 1370 Kh., s. 16.

- (13) たとえば加賀谷寛氏の最近の二論考「革命状況と説教者」『オリエン』三三—二(一九九〇)、「情報とイسلام世界」『歴史學研究』六二五(一九九一)を参照。

- (14) Yahyā Āryan-pūr, *Az Šabā ra Nīmā: Tārīkh-e 150 Sal-e Adab-e Fārsi*, 5th ed., Tehran, 1357 Kh., j. 2, s. 61. 又 M. Rahman, "AŠRAF GILĀNĪ," *Encyclopaedia Iranica*, vol. II, fasc. 8, s. 8, Bibliography を参照。

- (15) "Nāsim-e Šemāl" 紙第九號〜第二二號に掲載された詩の多くは Browne によつて早く注目され、立憲革命詩のサンプルとしてその著作に轉載、一部は英譯されている。Browne, *op. cit.*, pp. 182-200.

- (16) Rābino, *Šūrāt-e Jarā'ed-e Irān*, s. 20.

- (17) Rafī'i によれば、アゼルバイジャン州アンジマンはその創設(一九〇六年一〇月)から間もなく頃、金曜日以外の毎日開會され、人々の上申を請願(Varā'ez o tazallomat)を調査する「一般會議」(majles-e 'omūmī) といふ名の下部組織を設置した。また "Anjomān" 紙上にも抑壓や専制を告発する「Tazallomat」なる表題の特別欄が設けられたといふ(Rafī'i, *op. cit.*, s. 41-42, 111)。ところが、アゼルバイジャン州アンジマンが英露協商の締結やトルギー人の税関・郵便業務への任用などの政治色の濃い問題を討議した

(*ibid.*, s. 137-148) のに對し、ギラーン州のそれは議事録にみる限りでは國內政治に關連する問題は一切議題として取り上げなかった。この點ではギラーン州アンジマンは、州アンジマンは「政治問題について議論する權利を有しない」と定めた州アンジマン法第一〇三條に忠實であつたようである。

- (18) 農民騒動の具體的な發生状況に關しては、前掲拙稿「四二頁」表1参照。

- (19) Rābino, *Mashrū'e-ye Gilān*, s. 49.

- (20) J. Afary, "Peasant Rebellions of the Caspian Region during the Iranian Constitutional Revolution, 1906-1909," *International Journal of Middle East Studies*, 23 (1991), pp. 153-154. 以下まづ閑却された革命期における農民問題に照明を當つたこの論考は、"Anjomān-e Mellī" 紙第一號收載の議事録に依つて地主—農民問題の討議全體が微溫的であつたことに着目しているが、ただ紹介されている議題は結婚許可料などの慣行的義務の可否が中心である。これらの議題はその後も長時間議論された末に、五階層の五〇人から構成される特設委員會で再議されることと決定された("Anjomān-e Mellī", sh. 3, s. 1)が、他史料から判明する限りでは附加税の廢止や結婚許可料の輕減などの部分的改善策のみが決定されたようである(Rābino, *Mashrū'e-ye Gilān*, s. 50)。

- (21) "Anjomān-e Mellī", sh. 4, s. 2 では「小作料を農民が地主に支拂うべし」との指示が載せられているが、州アンジマン

マンは知事が小作料を強制徴収するために騎兵隊を派遣する
じゅうを事實上許容した。Rabino, *Mashrūṭe-ye Gilan*,
s. 58.

- (22) 國民議會は一九〇七年三月二四日の審議において、それま
で州知事が徴収し配下の地方知事や村長にも分配されていた
超過税を、今後中央政府の國庫へ納入することを条件にし
てその存続を議決してつた。*Modhakertā-e Majles dar
Dowre-ye Atvāl-e Taqīne-ye Majlese Shūrā-ye Melli*,
Tehān, n. d., s. 230. (以下 *Modhakertā-e Majles* と略
記)。

- (23) H. L. Rabino, "Les provinces caspiennes de la Perse,
le Guilan," *Revue du Monde Musulman*, 32 (1915-16),
p. 85 によれば、短靴屋 (na'ichigar)・大麥商 (jūforūsh)・
皮鞣し屋 (dabbagh)・染物屋 (sabbagh)・蹄鐵工 (na'iband)・
煙草商 (tanbaktūforūsh) に前年度滞納分の五〇・二九五ヤ
ラーン、および追徴金三萬ヤラーンが課せられた。しかしこの
らの同職ギルンマンの支持を拒否したマンは、Rabino,
Mashrūṭe-ye Gilan, s. 48.

- (24) この點については、前掲拙稿、四五一・四六頁参照。

- (25) F. Lafont et H. L. Rabino, "L'industrie séricicole en
Perse," *Annales de l'Ecole Nationale d'Agriculture de
Montpellier*, 10 (1910), p. 195, 199. また一九〇六〜〇八
年の生繭買付け合計量では州内で第七位、イラン人商人の
なかでは群を抜いての第一位であった (*ibid.*, p. 197)。この
時期を含むギラーン州を中心とした繭貿易の最新の研究に

は、坂本勉「近代イランにおける絹貿易の變遷」『東洋史研
究』五一・四(一九九三)がある。

- (26) 市政アンジマンはすでに一九〇七年六月二日に議會を通
過した都市行政法 (*qānun-e baladīye*) によって法制化され
ていた。同アンジマンは主として都市公共事業の企画・
管理を擔當し、事業の実施機關である市政局 (*edāre-ye
baladīye*) とともに市政全般に責任を負ったが、法條文をみ
る限り州アンジマンとの關係は不明瞭である。法條文のテ
クストについては、*Modhakertā-e Majles*, s. 286-295.

- (27) 州アンジマンが道路・橋・學校建設などの事業を行なう
際の資金調達法に關しては州アンジマン法第九二〜九五條
に規定があり、それらによると税額に比例した住民への資金
豫定額の割當、議會の承認と國王の署名を得た上での借入、
議會の承認を受けた上での特別税の賦課の三通りの方法があ
る。*Modhakertā-e Majles*, s. 278-279.

- (28) Rabino, "Les provinces caspiennes de la Perse, le
Guilan," p. 63.

- (29) 前掲拙稿、四三一・四四頁。

- (30) G. Demorgny, *Essai sur l'administration de la Perse*,
Paris, 1913, pp. 73-75, 114-115, 145-147.

- (31) M. S. Ivanov, *Irānskaya Revoliutsiya 1905-1911 godov*,
Moskva, 1957, str. 164-167.

- (32) "*Gilan*," sh. 1, s. 2; sh. 12, s. 2. "*Gilan*," sh. 5, s. 1 によ
るアンジマンと市政アンジマンの二つの公的性格 (*ras-
miyat*) をよく表現されている。

- (33) *Modhakərāt-e Majles*, s. 272, 275, 281.
- (34) 州アンシヨーン法第一一七〜一二〇條の規定による。 *ibid.*, s. 281-282.
- (35) “*Kheyr ol-Kalam*,” sh. 5, s. 1-2. “*Nasim-e Shemāl*,” sh. 1, s. 2 が “*Majles*” 紙から引用するところによれば、ギラーン地方が *velāyat* であることの賛否が一九〇七年八月二三日に國民議會で採決され、賛成七十二票、反対六票、棄權二票の *velāyat* に決定されたという。
- (36) ただし選舉權有資格者は、同法第六條によると當該の州に土地ないしは家屋を所有し、直接税を支拂っている二歳以上のイラン國籍をもつ男性に限られた。選舉權、被選舉權ならびに選舉方法については *Modhakərāt-e Majles*, s. 272-275.
- (37) この事實とそれが孕む重要性を知らないうちに、筆者は「地區代表はラシエトにおいて一八人のアンシヨーンにならねばならぬ。かくしてアンシヨーンは二十四名にならねばならぬ」(Rabino, *Mashrūṭe-ye Gilān*, s. 49) という記述を據り所に、「……ラシエト代表六名と地區代表の一八名を含めて、二四名で構成する州アンシヨーンが誕生することになった」(前掲拙稿「四一頁」と記した。これは明らかに誤解を招く表現であり、ここに改めて訂正しなめよう。
- (38) 前掲拙稿「五一―五六頁參照」。
- (39) Rabino, *Mashrūṭe-ye Gilān*, s. 47-49, 53, 55, 58. この有名な抗議や拒絶の聲は Hajji Shar‘atmadar などの代表を擁出した (“*Gilan*,” sh. 5, s. 1-2; “*Nasim-e Shemāl*,” sh. 18, s. 2-3)。⁴⁴ この高名な二人のキリスタキーンの聲は聞かれない。Ebrāhīm Fakhārī, *Gilan dar Jonbesh-e Mashrūṭiyat*, 3rd ed., Tehrān, 2536 Sh., s. 104-112; Sartip-pūr, *op. cit.*, s. 510-513.
- (40) Rabino, *Mashrūṭe-ye Gilān*, s. 54-55, 111.
- (41) *ibid.*, s. 56.
- (42) “*Šar‘e-Esrafīl*,” sh. 19 (一三三五年 Shavvāl 月二八日)一九〇七年一月四日附), s. 5-6 が Afshār ol-Motakallemīn に対する處罰は誤りであると、知事の Amir-e Azam に憲法に従い公正な審査と裁判がなされねばならぬと、棒打ち刑は法的に認められぬことを指摘した上で、彼らへの償いを要求している。また “*Mostawāz*,” sh. 6 (一三三五年 Shavvāl 月一七日)一九〇七年一月二三日附), s. 7-8 が獄中の Afshār ol-Motakallemīn の無實を訴える彼の妻の手紙を掲載し、それらの編集者のコメントのなかで Amir-e Azam に野蠻な行爲を止めるよう警告するたぐひなべ。この事件の背景には専制派と職人や貧者との対立があることを強調している。“*Šar‘e-Esrafīl*” 紙のペチオキーを総合的に分析した研究として S. Soroudi, “*Sur‘e-Esrafīl*, 1907-08: Social and Political Ideology,” *Middle Eastern Studies*, 24-2 (1988) など⁴⁵。
- (43) 彼の政治的信条をエッセーとしての総題として、Mirzā ‘Alī Khan Zahr od-Doule, *Khāterāt o Asnād-e Zahr od-Doule*, ed. Irāj Afshār, 2nd ed., Tehrān, 1368 Kh. の序文の s. 50-63 を參照。

(44) M. R. Afshari は職人や小商人の爲政者への抵抗と抗争が構造レヴェルにではなく、倫理性に向けられていたことをシール派に特有の受難と殉教という兩義的な倫理的モチーフに関連させて論じている。M. Reza Afshari, "The *Pishvarān*

and Merchants in Precapitalist Iranian Society: an Essay on the Background and Causes of the Constitutional Revolution," *International Journal of Middle East Studies*, 15 (1983), pp. 146-147.

The mobilization of cultivators on irrigated fields provided the government with a steady labour supply without seasonal shortages. In the Priangan area, well-irrigated fields allowed wet-rice cultivation to start any time during the year, freeing such cultivation from dependence on the vagaries of the monsoon. However, the most crucial and labour-intensive period in slash-and-burn cultivation coincided with that of coffee cultivation at the end of the dry and beginning of the rainy season.

Through the establishment and promotion of the irrigated-fields method of cultivation, the VOC government and its colonial dependants came to an accord in matters of cultivation. As a result of this accord, Priangan local society abandoned its traditional agricultural calendar and began to depend on the Dutch colonial imposition.

THE IRANIAN CONSTITUTIONAL REVOLUTION AND A LOCAL COMMUNITY

—The Provincial Anjoman of Gilān—

KURODA Takashi

Faced with the increasing development of anjomans in the capital and major cities, in May 1907 the First Iranian National Assembly promulgated the law of provincial anjomans (*qānūn-e anjoman-hā-ye eyālātī o velāyatī*). This law classified anjomans into two types: “official” anjomans, which were invested with auxiliary functions to the local administration, and “unofficial” or “popular” anjomans.

With the exception of Ādharbā'ijān, little research has been devoted to these official provincial anjomans. This paper discusses some aspects of the provincial anjoman of Gilān as a case study. Using as a source base local newspapers of that era, such as *Anjoman-e Mellī-ye Velāyatī-ye Gilān*, *Gilān* (both published by the provincial anjoman itself), *Kheyrol-Kalām*, *Nasīm-e Shemāl* and *Mojāhed*, I conclude the following:

1) The topics debated by the anjoman can be divided into two categories: the general problems of the province, on the one hand, and on the other

hand, individual claims for redress of oppression and injustice suffered under the authorities. Despite efforts to mediate between the populace and the provincial authorities, the anjoman were unable to devise satisfactory solutions to certain subtle problems. Most of the difficulties resulted from the seizure and monopolization of leadership by certain influences, as well as the lack of both an executive organization and a stable financial base.

2) Criticism of the anjoman focussed on its legitimacy with both supporters and opponents sharing the view that the provincial anjoman should be instated as an "official" institution representing the province. Behind the dispute over whether Gīlān corresponded to an eyālat or a velāyat, lay the apprehension, especially apparent among the district (bolūk) dwellers, that the newly formed anjoman might close the anjomans they themselves had set up. At the same time, it was the absence of district delegates from the provincial anjoman that increased the people's doubts of its legitimacy.

In contrast to the compatible relationship that existed between the anjoman and the Mojāhedīn group of Rasht, the latter was keenly criticized by an anjoman called Abol-Faẓl, who was supported by the office of governor-general by Ẓahīr od-Doule, however, this anjoman also came to support the standpoint of the provincial anjoman.

3) Although it is true that the controversy over the constitutional regime that took place in Tehrān sometimes drew the attention of the provincial populace, these latter in general were more interested in the improvement of their daily lives and the redress of injustice and despotism. Such assertions of personal or class interest were a serious threat to the existing social structure, but these appear to have been focussed on the morality of individuals who were deemed to be corrupt or despotic, rather than on the social structures themselves.